



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの利用料金の承認（ものづくり振興課）…………… 1
- 建築士法第15条第3号の規定により知事が同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者に関する告示の一部を改正する告示（建築指導課）…………… 3

### 公 告

- 宅地建物取引業者に対する免許の取消し（建築指導課）…………… 4
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 4

### 正 誤

- 平成25年3月30日付け公報号外第15号中訂正…………… 4
- 平成29年12月28日付け公報号外第23号中訂正…………… 5

## 告 示

### 沖縄県告示第160号

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例（平成15年沖縄県条例第14号）第15条第3項の規定により、次のとおり沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの利用料金を承認した。

平成30年3月23日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
- 2 指定管理者 バイオセンター運営共同体  
代表者 一般社団法人トロピカルテクノプラス うるま市字州崎7番地7  
株式会社久米電装 那覇市久米2丁目16番25号
- 3 利用料金の適用年月日 平成30年4月1日
- 4 利用料金の額
  - (1) 施設利用料金

種別	単位	利用料金の額
第1会議室	1室1時間につき	600円
第2会議室	1室1時間につき	450円
第3会議室	1室1時間につき	670円
小会議室	1室1時間につき	110円
研修室	1室1時間につき	1,050円
研究室	1平方メートル1月につき	2,160円
実証室	1平方メートル1月につき	820円

- (2) 附属設備利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
研修室等	液晶プロジェクター	一式1時間につき	1,260円
	アンプ	同	500円
	ワイヤレスマイク	同	400円
会議室等	第1会議室冷房設備	1時間につき	400円
	第2会議室冷房設備	同	290円
	第3会議室冷房設備	同	450円
	小会議室冷房設備	同	80円
	研修室冷房設備	同	700円

## (3) 機械器具利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
分析機器室等	自動細胞解析装置	一式1時間につき	2,960円
	蛍光マイクロプレートリーダー	同	330円
	可視・紫外分光光度計	同	170円
	蛍光分光光度計	同	610円
	高速液体クロマトグラフ	同	930円
	キャピラリー型高速液体クロマトグラフ	同	1,130円
	タンデム型質量分析装置	同	3,040円
	GC-質量分析装置	同	1,240円
	FT-赤外分光光度計	同	570円
	遠心分離器	同	350円
	純水・超純水製造装置	同	290円
	製氷器	同	160円
	ウサギ用自動飼育ユニット	同	580円
	ラット用自動飼育ユニット	同	630円
	マウス用自動飼育ユニット	同	600円
	DNAシーケンサー	同	2,970円
	蛍光イメージスキャナー	同	170円
	バイオアナライザー	同	700円
	プロテインシーケンサー	同	2,530円
	TOF-質量分析装置	同	2,750円
	核磁気共鳴装置	同	3,460円
	飛行時間型タンデム質量分析装置	同	7,210円
	液体クロマト四重極質量分析装置	同	5,730円
	円二色性分散計	同	2,840円
	光散乱検出高速液体クロマトグラフ	同	1,860円
	タンパク質解析用高速液体クロマトグラフ	同	1,880円
	旋光計	同	660円
	試験研究用凍結乾燥機	同	250円
	クリーンベンチ	同	220円
	オートクレーブ	同	240円
	アミノ酸分析装置	同	840円
	蛍光顕微鏡	同	700円
	分取高速液体クロマトグラフ	同	630円
	キャピラリー電気泳動装置	同	590円
	水分活性測定装置	同	260円
	リアルタイムPCR	同	240円
レオメーター	同	220円	
超高速液体クロマトグラフ	同	1,090円	
走査型電子顕微鏡	同	420円	
実証室	抽出装置(高速かくはんタンク)	同	610円
	連続遠心分離器	同	2,750円
	限外ろ過装置	同	1,950円
	電気透析装置	同	2,330円
	ストレージタンク	同	440円
	逆浸透膜濃縮装置	同	2,740円
	連続殺菌装置	同	2,060円
	充填包装機	同	2,220円
	イオンクロマトグラフ	同	840円

粗粉粉碎機	同	460円
微粒粉碎機	同	820円
滅菌装置	同	1,560円
大型純水製造装置	同	1,050円
打錠試験機	同	1,710円
ニーダー	同	580円
顆粒機	同	770円
培養タンク	同	1,500円
ディスク型遠心分離器	同	1,630円
実証用凍結乾燥機	同	3,890円
ドラム式製麹装置	同	2,310円
ジャーファーメンター (90リットル)	同	2,280円
ジャーファーメンター (600リットル)	同	1,030円
小型凍結乾燥機	同	1,490円
送風定温乾燥機	同	110円
冷却水循環装置	同	50円
液体充填機	同	360円
X線異物検出機	同	320円
低温乾燥機	同	270円
データロガー	同	190円
電解水生成装置	同	20円
粉体殺菌装置	同	2,930円
超高温液体加熱処理装置	同	1,530円
粉碎器	同	560円
粉末自動充填機	同	430円
回転ドラム乾燥機	同	230円
乳化分散機	同	230円
急速冷凍装置	同	140円

## 備考

- 1 利用料金が時間を単位として定められている場合において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を1時間として計算する。
- 2 利用料金が1月単位で定められている場合において、その月の利用の期間が1月に満たないときは、日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の月額を30で除して得た額に、その月における利用日数を乗じて計算する。
- 3 利用料金が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。

## 沖縄県告示第161号

建築士法第15条第3号の規定により知事が同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年3月23日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**建築士法第15条第3号の規定により知事が同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者に関する告示の一部を改正する告示**

建築士法第15条第3号の規定により知事が同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者に関する告示（平成21年沖縄県告示第149号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「掲げる科目を修めて卒業」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了）」を加え、同号の表の注中「第28号」の次に「又は専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）」を、「第21号」の次に「又は専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）」を加える。

## 附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

公 告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条の規定により、同法第3条第1項の規定による免許を次のとおり取り消した。

平成30年 3月23日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 宅地建物取引業者の商号及び代表者氏名 全保連株式会社 迫幸治
- 2 事務所の所在地 那覇市安謝2丁目2番5号
- 3 免許年月日及び免許証番号 平成25年 3月31日 沖縄県知事（3）第3527号
- 4 免許の取消年月日 平成30年 3月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年 3月23日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年 9月29日 沖縄県指令土第747号、平成28年11月24日 沖縄県指令土第872号（変更）、平成29年 3月30日 沖縄県指令土第271号（変更）、平成29年10月31日 沖縄県指令土第741号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字糸満1858番9ほか14筆（2工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市銘苅1丁目3番36号 託一株式会社 代表取締役 石川貞則
- 5 検査済証番号 平成30年 3月12日 第4457号
- 6 工事完了年月日 平成30年 2月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年 3月23日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年 1月17日 沖縄県指令土第35号、平成29年 9月14日 沖縄県指令土第638号（変更）、平成30年 2月1日 沖縄県指令土第79号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大度東松当原1173番及び1255番のそれぞれの一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都足立区西新井本町四丁目13番16号 社会福祉法人友興会 理事長 清川浩志
- 5 検査済証番号 平成30年 3月12日 第4458号
- 6 工事完了年月日 平成30年 3月5日

正 誤

平成25年 3月30日付け公報号外第15号掲載の「特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（沖縄県人事委員会規則第16号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
16	下から12	第14条に次の1項を加える。	第12条の2第1項中「第8条第1項第6号」を「第8条第1項第5号」に改め

			る。 第14条に次の1項を加える。
--	--	--	----------------------

平成29年12月28日付け公報号外第23号掲載の「育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（沖縄県人事委員会規則第15号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
44	下から16	「親」	「に規定する当該子を養育している当該子の親」

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
-------------------------------------------------------	--------------------------------------------------